

内視鏡外科フォーラム東北
ENDOSCOPIC SURGERY FORUM in TOHOKU (ESF-TOHOKU)
会則

第1条（総則・名称）

本会は、内視鏡外科フォーラム東北 ENDOSCOPIC SURGERY FORUM in TOHOKU (ESF-TOHOKU) と称する。

第2条（目的）

本会は東北地区における内視鏡外科手術に関する診療・研究の発展向上と地域住民の健康増進を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は第2条の目的達成のため以下の事業を行う。

- 1) 年1～2回の研究発表会、外部講師による講演会を開催する。
- 2) 関係学会との交流を図る。
- 3) その他本会発展のために必要な事業を行う。

第4条（構成・会員）

1. 本会は、本会の趣旨に賛同する医師および研究者ならびにその他の者をもって構成する。
2. 会員は所定の年会費を納入した者とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

代表世話人	1名
幹事世話人	若干名
世話人	若干名
監事	2名

第6条（運営）

1. 世話人は会員の中から選出される。その選出は幹事会の議を経て、世話人会で承認される。世話人会は過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
2. 世話人会は、幹事会の決議事項とその他の本会に関する事項を議決する。本会の出席者の過半数で議決される。世話人会は年1回とし、研究会開催時に開催される。世話人会をもって総会に充てる。
3. 幹事世話人は世話人の中から選出される。その選出は、幹事会の議を経て世話人会で承認される。なお、幹事世話人は各地域を代表するものとする。
4. 幹事世話人は幹事会を構成し、本会を運営し会務に関する事項を議決する。幹事会の決議は、過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、過半数で議決される。幹事会は年1回、研究会開催時に開催される。その他、代表世話人が必要と認めるとき開催される。
5. 代表世話人は幹事世話人の互選によって定められ、本会を代表するとともに、会務を総括する。
6. 当番世話人は、幹事会で世話人の中から指名され、世話人会で承認される。当番世話人は、次回 ESF-TOHOKU 学術集会の開催を実行する。当番世話人の任期は1年とする。当番世話人は、幹事会に出席し意見を述べることができる。ただし議決権を有しない。
7. 監事は、幹事会の議を経て代表世話人が委嘱する。監事は会計を監査する。監事は幹事会に出席し、意見を述べることができる。ただし議決権を有しない。
8. 役員任期は3年であるが、再任を妨げない。65歳を超えた場合は役員に選任されない。

第7条 (会計・会費)

1. 本会の経費は、年会費・参会費・その他の収入を持って当てる。予算および決算は、幹事会の議を経て世話人会で承認を受ける。
2. 年会費の額は、幹事会において決定し、施行細則に記載する。
3. 参会費と懇親会費は、当番世話人が決定し幹事会で承認する。

第8条 (監事)

本会の収支決算は、毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を経て、幹事会の承認を受ける。

第9条 (事務局・当番事務局)

1. 事務局は代表世話人のもとにおき、会員名簿の整理等研究会の運営に必要な諸事務を行い、その運営費は年会費を充てる。

2. ほかに、当番世話人の施設に当番事務局を置き、次回本会開催のための諸事務を行う。

第10条（会則の変更について）

1. 会則の変更は、幹事会の議を経て世話人会の承認を受けるものとする。
2. 幹事会の決議は、3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって過半数で議決される。
3. 世話人会は、3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって過半数で承認する。

付則（施行細則）

1. 会員の年会費は2,000円とする。
2. 本会名称は、腹腔鏡外科フォーラムを平成5年9月18日から変更したものである。
3. 平成14年4月20日、一部改正
4. 平成15年6月15日、一部改正
5. 平成15年12月22日、一部改正
6. 平成16年3月28日、一部改正
7. 平成19年5月26日、一部改正
8. 平成20年4月19日、一部改正